第百三十五条第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
	外国保険会社等	外国保険会社等、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
第百三十五条第二項	公告	公告又は通知
第百三十六条第一項	又は社員総会	、社員総会
	総代会）	総代会）又は評議員会
第百三十六条第二項	又は第六十二条第二項	、第六十二条第二項
	によらなければならない	又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない
第百三十六条第三項	含む。）	含む。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）
第百三十六条の二第一項	公告	公告又は通知
	内閣府令	主務省令
第百三十七条第一項	内閣府令	主務省令
	公告しなければ	公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ
第百三十七条第二項	公告	公告又は通知
第百三十七条第四項	公告	公告又は通知
	内閣府令	主務省令
第百三十七条第五項	内閣府令	主務省令
第百三十九条第一項	内閣総理大臣	行政庁
第百三十九条第二項	内閣総理大臣	行政庁
	どうか	どうか（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の

		移転に係る特定保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであるかどうか）
第百四十条第一項	内閣府令	主務省令
	役員	役員
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	
第三百三十三条第一項第四号	この法律若しくは	この法律（平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む。）若しくは
第三百三十三条第一項第六号	この法律又は	この法律（平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む。）又は
	内閣府令	主務省令
第三百三十三条第一項第十号	この法律又は	この法律（平成十七年改正法附則第四条第十一項において準用する場合を含む。）又は
第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号	及び第二百七十二条の二十九において	、第二百七十二条の二十九及び平成十七年改正法附則第四条第十一項において

12　新保険業法第百四十二条の規定は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

13　行政庁は、前項において読み替えて準用する新保険業法第百四十二条の認可の申請があった場合（当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。）において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に当該認可特定保険業者の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

14　新保険業法第二編第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十四条第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
	外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く。）	外国保険会社等（主務省令で定めるものを除く。）、少額短期保険業者及び認可特定保険業者